

第 10 期

滝川市分別収集計画

令和 4 年 6 月

北海道滝川市

第10期 滝川市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

滝川市においては、ごみの減量化・再利用の促進及びダイオキシンの削減を目標として、平成15年度からごみ処理の広域化に取り組み、ごみ処理手数料を定額制から従量制に移行するとともに、排出方法も変更することによって、ごみの排出抑制と資源化の推進に一定の効果をもたらしたところである。

しかし、近年においては、ごみ排出量は横ばい傾向にあり、容器包装廃棄物の収集量拡大や分別収集・選別保管費用の低減といった観点を含め、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、自主的な地域リサイクル活動の活性化を中心とした減量化に向けた普及啓発に取り組んでいく必要がある。

この計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の分別収集をより徹底するとともに、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

この計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量化や最終処分場のひっ迫の緩和・温室効果ガスの削減・資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を推進するものである。

2 基本的方向

この計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりとする。

- 容器包装廃棄物の発生抑制・再使用・リサイクルを基本とした循環型社会の構築
- 容器包装廃棄物の適正処理を推進することによる地域環境の保全
- 市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の軽減

3 計画期間

この計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

この計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器・アルミ製容器・ガラス製容器（無色、茶色、その他）・飲料用紙製容器・段ボール・紙製容器包装・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

項目／年度	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,382.94	2,350.88	2,318.80	2,284.78	2,250.58

(内 訳)

(単位：t)

項目／年度	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器	59.31	58.52	57.72	56.87	56.02
主としてアルミ製の容器	95.36	94.08	92.79	91.43	90.06
無色のガラス製容器	135.58	133.75	131.93	129.99	128.05
茶色のガラス製容器	177.41	175.02	172.63	170.10	167.55
その他のガラス製容器	86.75	85.59	84.42	83.18	81.93
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	40.35	39.81	39.26	38.69	38.11
主として段ボール製の容器	291.06	287.14	283.22	279.07	274.89
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	363.15	358.26	353.38	348.19	342.98
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	138.67	136.80	134.94	132.96	130.97
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	995.30	981.91	968.51	954.30	940.02
うち白色トレイ	26.90	26.54	26.18	25.79	25.41
合 計	2,382.94	2,350.88	2,318.80	2,284.78	2,250.58

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、次の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

① 3R推進のための事業者や団体との連携促進

小売店、スーパーなどと連携し、資源の店頭回収を促進するとともに、町内会の団体等で実施している集団資源回収などを引き続き推進する。

② マイバッグの持参運動

買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋をもらわない買い物習慣を徹底する。

③ マイボトル・マイカップ持参運動

会社のオフィスや各種イベントなどで、マイボトル、マイカップを利用することで、紙コップなどの使い捨て容器を削減する。

④ マイ箸・マイスプーン・マイフォーク持参運動

会社のオフィスや自宅に関わらず、マイ箸やマイスプーン・マイフォークを使用することにより、プラスチック本体やプラスチック容器包装ごみを削減をする。

⑤ ごみ減量・リサイクルの出前講座

ごみの減量化や3R運動などのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうよう、その取組に関する情報を広く市民が共有し、参加の機会を広げるための情報発信を行うとともに、町内会や学校・グループ・団体からの要請に応じて職員が講師となり、講座を行う。

⑥ 環境教育・啓発活動の充実

幼稚園・保育所から小学校・中学校・高校・大学と成長過程にあわせ、給食における紙パックの回収その他のリサイクル活動や地域が実施する活動への参加、ごみ処理施設や次世代エネルギーパークの見学などを通し、3R運動の実践など環境教育と啓発活動を展開するほか、市民運動「エコライフたきかわ」の取組を重点的に推進し、併せて環境学習リーダー養成講座に力を入れ、環境学習リーダーの養成に努める。

⑦ リサイクル推進員

市民、事業者、市とのパイプ役として、ごみの減量化・資源化・分別排出の指導を行い、地域社会の環境保全を推進するリーダーとしての役割を担う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	(法第8条第2項第3号)
---	--------------

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のとおりとする。

また、市民の協力度、ごみ収集委託業者が所有する収集車両、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		段ボール、紙パック以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		燃やせるごみ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	53.38		52.67		51.95		51.18		50.42	
主としてアルミ製の容器	85.82		84.67		83.51		82.29		81.05	
無色のガラス製容器	122.02		120.38		118.74		116.99		115.25	
	97.62	24.40	96.30	24.08	94.99	23.75	93.59	23.40	92.20	23.05
茶色のガラス製容器	159.67		157.52		155.37		153.09		150.80	
	127.74	31.93	126.02	31.50	124.30	31.07	122.47	30.62	120.64	30.16
その他のガラス製容器	78.08		77.03		75.98		74.86		73.74	
	62.46	15.62	61.62	15.41	60.78	15.20	59.89	14.97	58.99	14.75
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	36.32		35.83		35.33		34.82		34.30	
主として段ボール製の容器	261.95		258.43		254.90		251.16		247.40	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	326.84		322.43		318.04		313.37		308.68	
	0.00	326.84	0.00	322.43	0.00	318.04	0.00	313.37	0.00	308.68
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	124.80		123.12		121.45		119.66		117.87	
	124.80	0.00	123.12	0.00	121.45	0.00	119.66	0.00	117.87	0.00
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
うち白色トレイ	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※下段左：引渡し量、下段右：独自処理量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \left(\begin{array}{c} \text{容器包装廃棄物の} \\ \text{排出量の見込み} \end{array} \right) \times \left[\text{分別収集対象人口率} \right] \times \left[\text{分別排出率} \right]$$

人口は、平成29年2月に策定された「平成28年度 滝川市一般廃棄物処理基本計画」の推計値を用いた。

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人 口	37,120人	36,620人	36,120人	35,590人	35,060人
対前年比	98.64%	98.65%	98.63%	98.53%	98.51%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の市による定期回収及び拠点回収の収集体制を活用するとともに、「びん・缶・ペットボトル・紙類・雑がみ」については、引き続き町内会や市民団体が集団回収を実施することとする。

分 別 収 集 実 施 主 体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の種類	収集・運搬の段階	保管選別等の段階
金属	スチール製容器	缶	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収 民間業者による拠点回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収 民間業者による拠点回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収 民間業者による拠点回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	その他の紙製容器包装	雑がみ	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収 民間企業による拠点回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収 市による拠点回収 市民団体による集団回収 民間企業による拠点回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	燃やせるごみ	市による定期回収	中空知衛生施設組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

中空知衛生施設組合広域ごみ処理施設リサイクルンにより、選別・圧縮・保管を行っている金属製容器・ガラス製容器・プラスチック容器については、分別収集を行う。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	缶	袋 等 (集団資源回収分)	平ボディ車	資源回収業者
アルミ製容器		指定ごみ袋 拠点回収	平ボディ車	中空知衛生施設組合
スチール製容器				
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	び ん	袋 等 (集団資源回収分)	平ボディ車	資源回収業者
茶色のガラス製容器		指定ごみ袋 拠点回収	平ボディ車	中空知衛生施設組合
その他の ガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛って排出 拠点回収	平ボディ車	資源回収業者
段ボール	段ボール			
その他の 紙製容器包装	雑がみ	袋 等 拠点回収	平ボディ車	中空知衛生施設組合
ペットボトル	ペットボトル	袋 等 (集団資源回収分)	平ボディ車	資源回収業者
		指定ごみ袋 拠点回収	平ボディ車	中空知衛生施設組合
その他のプラスチック製 容器包装	燃やせるごみ	指定ごみ袋	パッカー車	中空知衛生施設組合

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ① 本市の分別収集計画は、集団資源回収によるものが大きなウエイトを占めていることから、集団資源回収未実施の町内会を含む団体へ実施の呼びかけを行い、一般廃棄物の減量化と再資源化に努めることとする。また、民間企業などで行っている資源等の店頭回収を積極的に活用してもらえるよう努める。
- ② 集団資源回収を支援するため、資源回収団体に奨励金交付の交付を行うとともに、資源回収の分別チラシを希望団体に無償配布する。
- ③ 市民や事業者の意見等を反映させ、滝川市環境基本計画・地域行動計画を基に容器包装廃棄物を含む一般廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、推進体制を整備する。
- ④ 自主的な3R活動を推進していくため、リサイクル推進員を各町内会に1人以上配置し、自主的な地域の容器包装廃棄物等の排出抑制を図る。
- ⑤ 毎年度、分別収集計画記載事項を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。